

(証券コード6408)
2024年6月12日
(電子提供措置の開始日 2024年6月5日)

株 主 各 位

群馬県桐生市相生町二丁目678番地
小倉クラッチ株式会社
代表取締役社長 小倉 康 宏

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.oguraclutch.co.jp/ir/ir-library/#ir_shosyu



また、電子提供措置事項は上記ウェブサイトのほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後4時50分までにご行先くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県桐生市錦町三丁目1番25号
桐生商工会議所会館6階『ケービックホール』
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第95期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示をされたものとしてお取り扱いさせていただきます。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名が代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

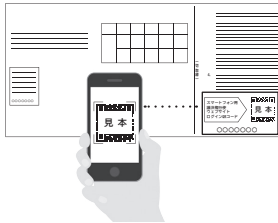


# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

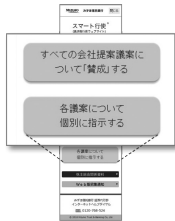
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日9:00~21:00)

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、世界的な金融引き締めや不動産市場の低迷による中国経済の停滞、長期化するウクライナ情勢などの影響を受けました。日本経済も、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和され経済活動の正常化が進んだものの、不安定な国際情勢や海外景気の減速懸念、円安を背景とした原材料価格の高止まりなどが景気を減速させるリスクとなり、国内外ともに景気は先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもとで、当社グループはグローバル市場で積極的な販売活動を行ってまいりました。その結果、当連結会計年度における売上高は43,491百万円（前年同期比1.6%減）となりました。営業損失は320百万円（前年同期は498百万円の営業利益）、経常損失は229百万円（前年同期は791百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は598百万円（前年同期は509百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、総額2,234百万円の投資を実施いたしました。その主なものは、当社グループにおける機械設備の更新、合理化および省人化を目的とした機械設備の取得、ならびに各種製品用金型の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関からの借入等により行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

| 区 分                                          | 第92期<br>2021年3月期 | 第93期<br>2022年3月期 | 第94期<br>2023年3月期 | 第95期(当期)<br>2024年3月期 |
|----------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売 上 高(百万円)                                   | 33,609           | 38,914           | 44,201           | 43,491               |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△)(百万円)              | △255             | △752             | 791              | △229                 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円) | △1,579           | △1,134           | 509              | △598                 |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)<br>(円)         | △1,055.13        | △758.30          | 340.28           | △399.61              |
| 総 資 産(百万円)                                   | 42,020           | 46,773           | 48,333           | 48,599               |
| 純 資 産(百万円)                                   | 15,280           | 14,076           | 15,057           | 15,357               |
| 1株当たり純資産額(円)                                 | 9,945.82         | 9,391.62         | 10,049.69        | 10,263.59            |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 第93期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第93期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                    | 資本金                 | 当社の議決権比率             | 主要な事業内容                     |
|------------------------|---------------------|----------------------|-----------------------------|
| オグラ・コーポレーション           | 千米ドル<br>18,139      | 直接 88.41<br>間接 11.59 | %<br>輸送機器用製品の製造販売           |
| オグラ S. A. S.           | 千ユーロ<br>3,998       | 直接 94.55<br>間接 5.45  | %<br>輸送機器用及び一般産業用製品の販売      |
| オグラ・インダストリアル・コーポレーション  | 千米ドル<br>1,000       | 直接 —<br>間接 100.00    | %<br>輸送機器用及び一般産業用製品の販売      |
| オグラクラッチ・ド・ブラジル・リミターダ   | 千リアル<br>44,939      | 直接 51.12<br>間接 48.88 | %<br>輸送機器用製品の販売             |
| 小倉離合機（東莞）有限公司          | 千米ドル<br>9,200       | 直接 100.00<br>間接 —    | %<br>輸送機器用及び一般産業用製品の製造販売    |
| 小倉離合機（無錫）有限公司          | 千米ドル<br>4,050       | 直接 100.00<br>間接 —    | %<br>一般産業用製品の製造販売           |
| 小倉離合機（長興）有限公司          | 千米ドル<br>14,500      | 直接 100.00<br>間接 —    | %<br>輸送機器用及び一般産業用製品の製造販売    |
| オグラクラッチ・タイランドCO., LTD. | 百万タイバツ<br>300       | 直接 51.00<br>間接 49.00 | %<br>輸送機器用及び一般産業用製品の製造販売    |
| オグラクラッチ・インディアPVT. LTD. | 百万ルピー<br>380        | 直接 90.00<br>間接 10.00 | %<br>輸送機器用及び一般産業用製品の製造販売    |
| オグラクラッチ・フィリピン, INC.    | 千フィリピンペソ<br>395,612 | 直接 98.74<br>間接 1.26  | %<br>輸送機器用及び一般産業用製品の製造販売    |
| 小倉精工電子（東莞）有限公司         | 千米ドル<br>3,068       | 直接 100.00<br>間接 —    | %<br>一般産業用製品の製造販売           |
| 小倉冷間鍛造株式会社             | 百万円<br>40           | 直接 100.00<br>間接 —    | %<br>輸送機器用及び一般産業用部品の冷間鍛造加工  |
| 東洋クラッチ株式会社             | 百万円<br>100          | 直接 100.00<br>間接 —    | %<br>輸送機器用及び一般産業用製品の販売      |
| 小倉電機株式会社               | 百万円<br>95           | 直接 100.00<br>間接 —    | %<br>輸送機器用及び一般産業用製品・部品の製造販売 |

#### (4) 対処すべき課題

100年に一度の変換期と言われている中、多くの国々の経済環境が変わってきており、自動車業界は内燃機関からEV化へ急速にシフトするなど我々が未だかつて経験したことがない出来事が積み重なっていくことが想像されます。そのような環境を迎える中で、当社はクラッチ・ブレーキの総合メーカーとして、日本でのものづくりに本腰を入れて強化してまいります。

10年前、中国の3カ所に生産拠点を置き、お客様に生産供給できる体制を整えましたが、中国で通用する価格設定に軸足を置き過ぎ、自分たちの利益に対する視点が弱まってしまいました。本来であれば、我々はメーカーとして適正価格をもってお客様に製品を提供しなければなりませんでした。今こそ改めて、生産方式、品質管理、技術力といった当社の価値を振り返ってものづくりに真摯に取り組み、日本のものづくりを世界にアピールしていきます。製造部門は効率的な生産、そして不良を出さないことを徹底し、品質管理についてはグループ全体に横串を入れ、管理してまいります。営業部門は売上志向から利益志向へと意識を切り替えていきます。お客様には高品質な良い製品を適正な価格で提供するのがメーカーの役割です。材料費や人件費が高騰するなど急激な環境変化にも対応し、利益を上げる体質に改善しなければなりません。数十年もの間、世界をリードしてきた日本の製造に対する考えや知恵を今こそ価値とし、お客様から愛される企業となる為にしっかりと取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社15社（連結子会社14社、非連結子会社1社）で構成され、自動車用部品および産業用部品の製造販売を主な事業内容としております。各々の製造販売する業界を基礎として事業を明確に区分しており、カーエアコン用クラッチをはじめとする自動車用部品業界向けのクラッチ等の製造販売を「輸送機器用事業」で、モーター、変・減速機、昇降・運搬機械業界およびOA機器業界向け等のクラッチ・ブレーキ等の製造販売を「一般産業用事業」で行っております。連結子会社14社（オグラ・コーポレーション、オグラS.A.S.、オグラ・インダストリアル・コーポレーション、オグラクラッチ・ド・ブラジル・リミターダ、小倉離合機（東莞）有限公司、小倉離合機（無錫）有限公司、小倉離合機（長興）有限公司、オグラクラッチ・タイランドCO.,LTD.、オグラクラッチ・インディアPVT.LTD.、オグラクラッチ・フィリピン,INC.、小倉精工電子（東莞）有限公司、小倉冷間鍛造株式会社、東洋クラッチ株式会社、小倉電機株式会社）はいずれも「輸送機器用事業」または「一般産業用事業」関連の外注加工または製造販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（2024年3月31日現在）

|        |                                                                                                                                                                            |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本社     | 群馬県桐生市相生町二丁目678番地                                                                                                                                                          |
| 国内営業拠点 | 東京営業所（東京都港区）、大阪営業所（大阪府東大阪市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、北陸営業所（石川県金沢市）、広島営業所（広島県広島市）、九州営業所（福岡県福岡市）、東洋クラッチ株式会社（東京都港区）                                                                    |
| 海外営業拠点 | オグラS.A.S.（フランス）、オグラ・インダストリアル・コーポレーション（アメリカ）、オグラクラッチ・ド・ブラジル・リミターダ（ブラジル）                                                                                                     |
| 国内生産拠点 | 第一工場（群馬県桐生市）、第三工場（群馬県桐生市）、赤堀工場（群馬県伊勢崎市）、香林工場（群馬県伊勢崎市）、小倉冷間鍛造株式会社（群馬県伊勢崎市）、小倉電機株式会社（群馬県伊勢崎市）                                                                                |
| 海外生産拠点 | オグラ・コーポレーション（アメリカ）、小倉離合機（東莞）有限公司（中国）、小倉離合機（無錫）有限公司（中国）、小倉離合機（長興）有限公司（中国）、オグラクラッチ・タイランドCO.,LTD.（タイ）、オグラクラッチ・インディアPVT.LTD.（インド）、オグラクラッチ・フィリピン,INC.（フィリピン）、小倉精工電子（東莞）有限公司（中国） |

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分    | 使用人数         | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|--------------|-------------|
| 輸送機器用事業 | 1,130名（85名）  | 73名減（6名減）   |
| 一般産業用事業 | 646名（70名）    | 51名減（4名減）   |
| その他     | 2名（0名）       | 1名減（増減なし）   |
| 全社（共通）  | 109名（5名）     | 1名増（増減なし）   |
| 合計      | 1,887名（160名） | 124名減（10名減） |

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均使用人数を（ ）内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 759名（84名） | 9名減（増減なし） | 42.7歳 | 18.8年  |

| 事業区分    | 使用人数      | 前事業年度末比増減 |
|---------|-----------|-----------|
| 輸送機器用事業 | 367名（45名） | 11名減（4名増） |
| 一般産業用事業 | 316名（34名） | 4名増（4名減）  |
| その他     | 1名（0名）    | 1名減（増減なし） |
| 全社（共通）  | 75名（5名）   | 1名減（増減なし） |
| 合計      | 759名（84名） | 9名減（増減なし） |

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均使用人数を（ ）内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| 株式会社東和銀行   | 6,124百万円 |
| 株式会社群馬銀行   | 5,010百万円 |
| 株式会社みずほ銀行  | 3,967百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,924百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 6,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 1,553,323株 |
| (3) 株主数        | 1,020名     |
| (4) 大株主（上位10名） |            |

| 株主名          | 持株数   | 持株比率   |
|--------------|-------|--------|
| 第一共栄ビル株式会社   | 287千株 | 19.23% |
| 小倉クラッチ取引先持株会 | 172千株 | 11.52% |
| 小倉康宏         | 82千株  | 5.52%  |
| 株式会社東和銀行     | 74千株  | 4.96%  |
| 株式会社群馬銀行     | 73千株  | 4.94%  |
| 株式会社みずほ銀行    | 50千株  | 3.35%  |
| 小倉クラッチ従業員持株会 | 46千株  | 3.07%  |
| 黄聖博          | 38千株  | 2.53%  |
| 渡邊浩司         | 26千株  | 1.74%  |
| 降幡光宏         | 23千株  | 1.53%  |

- (注) 1. 当社は、自己株式56,978株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長       | 小 倉 康 宏   | 第一共栄ビル株式会社 代表取締役社長<br>オグラ・コーポレーション 代表取締役会長<br>オグラS.A.S. 代表取締役会長<br>小倉離合機（東莞）有限公司 代表取締役会長<br>小倉離合機（無錫）有限公司 代表取締役会長<br>オグラ・インダストリアル・コーポレーション<br>代表取締役会長<br>東洋クラッチ株式会社 代表取締役社長<br>小倉離合機（長興）有限公司 代表取締役会長<br>オグラクラッチ・インディアPVT.LTD. 取締役会長<br>小倉電機株式会社 取締役会長<br>オグラクラッチ・フィリピン, INC. 代表取締役会長<br>小倉精工電子（東莞）有限公司 代表取締役会長 |
| 取締役<br>常務執行役員 | 猪 越 義 彦   | 営業担当兼自動車機器営業担当<br>オグラ・インダストリアル・コーポレーション<br>取締役<br>小倉離合機（長興）有限公司 取締役<br>小倉精工電子（東莞）有限公司 取締役社長<br>小倉離合機（無錫）有限公司 取締役<br>東洋クラッチ株式会社 取締役                                                                                                                                                                             |
| 取締役<br>常務執行役員 | 秋 山 浩 一   | 一般クラッチ生産担当<br>小倉離合機（無錫）有限公司 取締役<br>小倉離合機（長興）有限公司 取締役<br>小倉電機株式会社 代表取締役社長<br>オグラクラッチ・フィリピン, INC. 取締役                                                                                                                                                                                                            |
| 取締役<br>常務執行役員 | 河 内 正 美   | 経営管理担当<br>オグラクラッチ・タイランドCO.,LTD. 取締役<br>オグラ・コーポレーション 取締役<br>第一共栄ビル株式会社 取締役<br>小倉冷間鍛造株式会社 代表取締役社長                                                                                                                                                                                                                |
| 取締役<br>常務執行役員 | 松 本 保 則   | 輸送機器生産担当<br>オグラクラッチ・タイランドCO.,LTD. 取締役<br>小倉離合機（東莞）有限公司 取締役<br>小倉離合機（長興）有限公司 取締役<br>東洋クラッチ株式会社 取締役                                                                                                                                                                                                              |
| 取 締 役         | 田 部 井 公 夫 | 田部井公夫税理士事務所<br>小倉電機株式会社 監査役<br>ケービックス株式会社 社外監査役                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 常 勤 監 査 役     | 金 子 太 一   | 東洋クラッチ株式会社 監査役                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 監 査 役         | 隈 元 慶 幸   | 堀総合法律事務所 所属弁護士<br>株式会社アイリッジ 社外取締役（監査等委員）                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 監 査 役         | 山 口 徹     | 山口徹税理士事務所                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

- (注) 1. 取締役田部井公夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役隈元慶幸および監査役山口徹の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役隈元慶幸氏は弁護士として法的な専門知識と経験を有しており、また、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役山口徹氏は税理士として会計の専門知識と経験を有しており、また、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役田部井公夫および監査役隈元慶幸、監査役山口徹の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としておりません。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役および執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料は1割を役員が自己負担しております。

## (4) 事業年度中に退任した取締役

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|------|------------|------|---------------------|
| 井上春夫 | 2023年6月29日 | 任期満了 | 当社取締役専務執行役員         |

## (5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を定めており、その概要は、取締役の報酬は、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた適正な水準とすることを基本方針としています。当社の取締役の基本報酬は、固定の月額報酬のみとし、役位、職責等に応じて、経済や社会の情勢、他社の動向を踏まえ、総合的に勘案して決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由は、2020年6月26日開催の取締役会において取締役の個人別報酬額の算出の授権を受けた代表取締役社長小倉康宏が決定しており、当該内容は2021年2月15日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的に同じものであるため、取締役会は決定方針に沿うものであると判断したためです。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議により決定しております。

## ②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第77回定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第77回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

## ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長小倉康宏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は各取締役の基本報酬の額を当社の定める方針に基づき決定することであり、権限を委任した理由は、各取締役の担当事業の評価を行うには当社全体の業績を俯瞰している代表取締役社長が最も適しているからであります。

## ④取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                      | 支給人員       | 支給額            |
|--------------------------|------------|----------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 7名<br>(1)  | 181百万円<br>(5)  |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3名<br>(2)  | 25百万円<br>(10)  |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 10名<br>(3) | 206百万円<br>(15) |

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は6名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役および監査役の支給人員と相違しておりますのは、2023年6月29日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれているためであります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 報酬等の額には、役員退職慰労金の支給に充てるため、当社規程に基づく当事業年度に引当てた32百万円が含まれております。なお、その内訳は、取締役28百万円（うち社外取締役0百万円）、監査役4百万円（うち社外監査役2百万円）であります。
4. 上記のほか、2023年6月29日開催の第94回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。なお、下記金額には過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額も含んでおります。
- 退任取締役 1名 86百万円
5. 上記のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は0百万円であります。

(6) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

| 区 分   | 氏 名     | 重 要 な 兼 職 先                                     |
|-------|---------|-------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 田部井 公 夫 | 田部井公夫税理士事務所<br>小倉電機株式会社 監査役<br>ケービックス株式会社 社外監査役 |
| 監 査 役 | 隈 元 慶 幸 | 堀総合法律事務所 所属弁護士<br>株式会社アイリッジ 社外取締役（監査等委員）        |
| 監 査 役 | 山 口 徹   | 山口徹税理士事務所                                       |

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名     | 地 位   | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                           |
|---------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 田部井 公 夫 | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会には、14回中13回出席し、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。また、上記のほか、執行役員会は14回中13回出席し、経営会議およびCSR委員会の全てに出席するなど、客観的、中立的な立場から経営陣の監督に努めております。 |
| 隈 元 慶 幸 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査役会には14回中14回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定および監査役会の議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。                                                     |
| 山 口 徹   | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査役会には14回中14回出席し、主に税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定および監査役会の議案審議の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。                                                     |



## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アヴァンティア

(2) 報酬等の額

|                                        | 支 払 額 |
|----------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 67百万円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 67百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人とは別の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社（以下「当社グループ」という。）はコンプライアンス（法令遵守）を経営の最重要課題のひとつと位置付け、「コンプライアンス規程」を制定し運用するとともに、当社グループの全ての役員・従業員に「行動規範と行動指針」カードを配布し、「オグラグループ全ての役員・従業員の行動は、これに沿ったものでなければならない」と定め、「私たちは、業務のあらゆる場面で、法令・定款・社内諸規程および行動規範を遵守する誠実な姿勢を貫きます。」と規定する。
- ② 取締役会から選任されコンプライアンスをはじめリスク管理・情報セキュリティ管理・グループ管理等について監視するCSR委員会が、取締役・監査役・執行役員・従業員および国内外の子会社による法令・定款・規程および社会規範・倫理に対する逸脱を監視し、違反事実を発見したときには是正を要求してコンプライアンスを徹底する。
- ③ 内部監査部署は当社グループの法令および定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署および監査を受けた部署は、是正・改善の必要性があるときには速やかにその対策を講ずる。
- ④ 当社グループの役員および従業員からの当社グループ内における法令等違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報細則」を定める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は取締役の職務執行に係る情報を含め、社内規程およびマニュアルに基づき、法令・定款に則った情報・文書の管理を行う。情報・文書の管理にあたっては、社内規程に則って必要な管理を実施する。取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ② 情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定め、CSR委員会が当社ならびにグループ各社の情報管理体制を監視する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はリスク管理に関する規程類を制定し、CSR委員会が当社グループのリスク管理体制を監視する。
- ② 当社グループは組織目標の達成を阻害する要因または損益に影響を与える組織内外の要因を分析し、予防策と低減策を予め準備して発生確率低減と被害最小化に努める。また火災や地震による油流出などの災害などに対しても、可能性を予め分析し発生確率低減と被害を抑制させる活動を安全衛生組織・防火組織・環境管理組織などを設けて推進し、事業継続に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行う。
- ② 会長、代表取締役および役付執行役員等による執行役員会・経営会議を毎月1回以上開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ③ 業務運営に関しては、当社の事業の安定と発展を確実にすべく、社内規程に基づき任命された取締役および執行役員による経営計画委員会が指示し、各部門の管理者により構成される経営計画立案実行部会に諮問して中期経営計画を策定させ決定する。中期経営計画に基づいて年度経営計画を策定し、年度予算を「予算管理規程」に則り決定し、各部門はその目標達成に向け具体的施策を立案実行する。
- ④ 取締役会および執行役員会・経営会議の決定に基づく業務執行については、執行役員制を採用して執行役員を置くことで執行責任を明確化し、執行役員の指揮・命令下で各部門が迅速に実行する。それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細については、社内規程に定める。
- ⑤ 執行役員会および経営会議の席上、各部門およびグループ各社は、年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社はグループ各社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、子会社の経営管理に関する規程を定める。子会社は、経営・財務の状況を定期的に当社へ報告する。
- ② 子会社は当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際に、当社と事前協議を行い、当社は必要に応じて子会社に適切な指導を行う。
- ③ 常務会は、当社グループの経営上の課題や懸念材料を審議し、各部門および関係会社に指示・展開し、必要性が認められる案件に関しては取締役会、執行

役員会、経営会議に上申する。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役会からの独立性に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は監査役からの要求により、監査役会を補助することを専門の任務とする監査役室を設け、必要なスタッフの配属を保証する。
- ② 上記の監査役室スタッフは、監査役以外のいずれの取締役・執行役員・従業員からの指揮命令を受けず、不当な干渉に対して拒絶しても何ら不利益を受けないことを保証する。

(7) 当社グループの取締役および従業員が監査役に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役および従業員は、当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役へ報告する。
- ② 内部通報に関しては、コンプライアンス担当役員および監査役に報告するものとする。
- ③ 当社は、コンプライアンス担当役員および監査役に報告した者がその報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを保証する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用について予め予算に計上し、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。また、当社監査役会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ① 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況およびコンプライアンス違反の発見状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて執行役員または従業員にその説明を求めるとする。
- ② 監査役は当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、情報開示に関する会議体および担当役員を置き、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

- ② 内部監査部署は当社グループの財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署および監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときにはその対策を講ずる。

(11) 反社会的勢力排除のための体制

- ① 当社は、反社会的勢力・団体が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える可能性のある組織であるという認識を持ち、反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応することとし、また適切な対応を取るために、警察および顧問弁護士等との連携をする。
- ② 「行動規範と行動指針」カードに「反社会的勢力との絶縁」を掲げ、全ての役員・従業員に配布して、反社会的勢力排除に努める。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記基本方針に基づき、内部統制システムを整備・運用しています。当該事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス

- ① 当社グループは全ての役員・従業員に対し、「行動規範と行動指針」カードを配布し、コンプライアンスについて周知を行い浸透させています。
- ② コンプライアンスをはじめリスク管理・情報セキュリティ管理・グループ管理等について監視をするCSR委員会を四半期に1回以上開催しており、当期は4回開催いたしました。
- ③ 当社新入社員に対し、コンプライアンス教育研修を開催いたしました。
- ④ 当社各部署および全子会社はコンプライアンスミーティングを実施し、実施結果をCSR委員会に報告しております。

(2) 内部監査

- ① 内部監査部署として社内各部門から独立した内部監査室（5名）を設置し、取締役会で承認された内部監査計画に基づき、当社グループの業務活動が法令・社内諸規程等を遵守して適正に行われているかを監査し、社内組織への助言・勧告を行っております。
- ② 内部監査室は監査役と定期的に会合を行うことで監査機能の向上を図り、当社グループの組織横断的な問題に迅速に対処できる体制の強化に努めております。

(3) 財務報告の信頼性確保

当社グループにおける金融商品取引法の内部統制に対応する財務報告の評価は決算期ごとに実施しており、適正な財務報告書類作成に向けて、その体制強化に

努めております。

#### (4) リスク管理

- ① 当社グループの主要な損失の危険について、CSR委員会を通じて各責任担当部署および子会社の社長等から報告を受けるとともに、想定リスクの洗い出しおよびリスク管理状況を確認し、リスク管理体制の強化に努めております。
- ② 災害などにより生じる損害を最小限に止めるため、安全衛生組織・防火組織・環境管理組織を中心にリスク管理体制の強化に努めております。
- ③ 「内部通報細則」に基づき、当社グループの役員および従業員からの当社グループ内における法令違反行為等に関する通報を処理し、CSR委員会および取締役会に定期的に報告しております。

#### (5) 取締役の職務の執行

- ① 取締役会は、取締役6名（内社外取締役1名）で構成され、監査役3名（内社外監査役2名）も参加しております。
- ② 当期は取締役会を14回開催し、当社グループの取締役および従業員から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について報告を受け、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

#### (6) 監査役の監査体制

- ① 監査役会は、監査役3名（内社外監査役2名）で構成されております。
- ② 当期は監査役会を14回開催し、監査に関する重要な事項について情報交換を行い、協議・決議を実施しております。
- ③ 取締役会・執行役員会・CSR委員会・経営会議その他重要な会議に出席し、当社グループの業務全般にわたり適法・適正に業務がなされているかを監査するほか、代表取締役、役付執行役員、子会社社長等と会合を開催し、職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めています。また、社外取締役、内部監査室、会計監査人と定期的に意見交換を行い連携強化に努めております。
- ④ 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、当社グループの役職員から職務執行状況を聴取しております。
- ⑤ 取締役会に出席し、内部通報により収集された情報の報告を受けております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部              |               |
|--------------------|---------------|----------------------|---------------|
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>32,742</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>25,223</b> |
| 現金及び預金             | 8,665         | 支払手形及び買掛金            | 3,927         |
| 受取手形及び売掛金          | 7,906         | 電子記録債務               | 4,153         |
| 電子記録債権             | 3,150         | 短期借入金                | 14,612        |
| 商品及び製品             | 5,364         | 未払法人税等               | 95            |
| 仕掛品                | 3,258         | 賞与引当金                | 312           |
| 原材料及び貯蔵品           | 3,828         | その他                  | 2,122         |
| その他                | 718           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>8,018</b>  |
| 貸倒引当金              | △151          | 社 債                  | 1,200         |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>15,856</b> | 長期借入金                | 4,709         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>13,190</b> | 繰延税金負債               | 661           |
| 建物及び構築物            | 3,823         | 役員退職慰労引当金            | 739           |
| 機械装置及び運搬具          | 5,688         | 退職給付に係る負債            | 222           |
| 土地                 | 2,685         | その他                  | 484           |
| 建設仮勘定              | 509           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>33,241</b> |
| その他                | 482           | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>779</b>    | <b>株 主 資 本</b>       | <b>12,928</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,886</b>  | 資 本 金                | 1,858         |
| 投資有価証券             | 951           | 資 本 剰 余 金            | 1,751         |
| 退職給付に係る資産          | 414           | 利 益 剰 余 金            | 9,671         |
| 繰延税金資産             | 30            | 自 己 株 式              | △352          |
| その他                | 543           | その他の包括利益累計額          | 2,428         |
| 貸倒引当金              | △53           | その他有価証券評価差額金         | 208           |
|                    |               | 為替換算調整勘定             | 2,061         |
|                    |               | 退職給付に係る調整累計額         | 158           |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>15,357</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>48,599</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>48,599</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額 |        |
|--------------------|-----|--------|
| 売上高                |     | 43,491 |
| 売上原価               |     | 37,556 |
| 売上総利益              |     | 5,935  |
| 販売費及び一般管理費         |     | 6,255  |
| 営業損失(△)            |     | △320   |
| 営業外収益              |     |        |
| 受取利息               | 40  |        |
| 受取配当金              | 36  |        |
| 為替差益               | 251 |        |
| 不動産賃貸料             | 56  |        |
| その他                | 111 | 496    |
| 営業外費用              |     |        |
| 支払利息               | 275 |        |
| 有形売却損              | 10  |        |
| その他                | 119 | 405    |
| 経常損失(△)            |     | △229   |
| 特別利益               |     |        |
| 固定資産売却益            | 2   |        |
| 移転補償金              | 33  |        |
| 投資有価証券売却益          | 241 | 278    |
| 特別損失               |     |        |
| 固定資産除却損            | 4   |        |
| 減損損失               | 95  | 99     |
| 税金等調整前当期純損失(△)     |     | △50    |
| 法人税、住民税及び事業税       | 458 |        |
| 法人税等調整額            | 88  | 547    |
| 当期純損失(△)           |     | △598   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△) |     | △0     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) |     | △598   |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|--------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                          | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                | 1,858   | 1,760 | 10,344 | △351    | 13,611 |
| 当 期 変 動 額                |         |       |        |         |        |
| 剰余金の配当                   |         |       | △74    |         | △74    |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純損失(△)   |         |       | △598   |         | △598   |
| 自己株式の取得                  |         |       |        | △0      | △0     |
| 非支配株主との取引に<br>係る親会社の持分変動 |         | △9    |        |         | △9     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額)  |         |       |        |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計            | -       | △9    | △672   | △0      | △682   |
| 当 期 末 残 高                | 1,858   | 1,751 | 9,671  | △352    | 12,928 |

|                          | その他の包括利益累計額                   |                    |                               |                                 | 非支配株主<br>持 分 | 純資産合計  |
|--------------------------|-------------------------------|--------------------|-------------------------------|---------------------------------|--------------|--------|
|                          | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付<br>に 係 る 調 整<br>累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |              |        |
| 当 期 首 残 高                | 108                           | 1,297              | 21                            | 1,428                           | 17           | 15,057 |
| 当 期 変 動 額                |                               |                    |                               |                                 |              |        |
| 剰余金の配当                   |                               |                    |                               |                                 |              | △74    |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純損失(△)   |                               |                    |                               |                                 |              | △598   |
| 自己株式の取得                  |                               |                    |                               |                                 |              | △0     |
| 非支配株主との取引に<br>係る親会社の持分変動 |                               |                    |                               |                                 | △18          | △27    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額)  | 100                           | 763                | 137                           | 1,000                           | 1            | 1,001  |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 100                           | 763                | 137                           | 1,000                           | △17          | 300    |
| 当 期 末 残 高                | 208                           | 2,061              | 158                           | 2,428                           | -            | 15,357 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数     | 14社                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 主要な連結子会社の名称 | オグラ・コーポレーション<br>オグラS.A.S.<br>オグラ・インダストリアル・コーポレーション<br>オグラクラッチ・ド・ブラジル・リミターダ<br>小倉離合機（東莞）有限公司<br>小倉離合機（無錫）有限公司<br>小倉離合機（長興）有限公司<br>オグラクラッチ・タイランドCO., LTD.<br>オグラクラッチ・インディアPVT. LTD.<br>オグラクラッチ・フィリピン, INC.<br>小倉精工電子（東莞）有限公司<br>小倉冷間鍛造株式会社<br>東洋クラッチ株式会社<br>小倉電機株式会社 |

##### (2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称等

|              |                                                                                               |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非連結子会社の数     | 1社                                                                                            |
| 主要な非連結子会社の名称 | 株式会社プレイヴァリー                                                                                   |
| 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び主要な会社等の名称

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 持分法を適用した非連結子会社の数 | 1社          |
| 主要な非連結子会社の名称     | 株式会社プレイヴァリー |

##### (2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、オグラ・コーポレーション、オグラS.A.S.、オグラ・インダストリアル・コーポレーション、オグラクラッチ・ド・ブラジル・リミターダ、小倉離合機（東莞）有限公司、小倉離合機（無錫）有限公司、小倉離合機（長興）有限公司、オグラクラッチ・タイランドCO.,LTD.、オグラクラッチ・フィリピン、INC.、小倉精工電子（東莞）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結子会社の決算日と連結決算日との差異は3ヶ月以内であり、かつ、その期間における取引は、連結計算書類に重要な影響を与えないため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

##### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ取引……時価法

##### ③ 棚卸資産

製品及び仕掛品……主として先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料……主として移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……国内会社は、定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 4～12年

在外子会社では利用可能期間を見積もった定額法を採用しております。

無形固定資産……主として定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産……リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……主として定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

##### ③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

下記の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、自動車用部品及び産業用部品の製造販売を主な事業内容としており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。

国内販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

輸出版売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

有償受給取引について、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

当社グループが顧客から受け取る対価は、値引き、リベート等の変動対価を含んでいる場合があります。顧客から受け取る対価が事後的に変動する可能性がある場合には、変動対価を見積り、その不確実性が解消される際に認識した収益の累計額に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で、収益を認識しております。なお、変動対価は、過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積もっており、直近の情報に基づき定期的な見直しを行っております。

#### (6) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

為替予約……………為替予約については、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。

金利スワップ……………金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を行っております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………デリバティブ取引（為替予約及び金利スワップ取引）

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務及び借入金に係る金利

##### ③ ヘッジ方針

為替予約……………為替予約は、将来の為替リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップ……………金利の変動に伴うリスクの軽減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約……………為替予約は、リスク管理方針に従って米ドル及びユーロ建の外貨建債権残高の範囲内の金額で回収期日とほぼ同一期日の為替予約契約を締結しており、予約の締結時に当該予約を対象債権にそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動に対するヘッジ効果は完全に確保されており、ヘッジ会計の要件を満たしております。なお、決算日における有効性の評価は省略しております。

金利スワップ……………特例処理の要件を満たしているものは、有効性の判定を省略しております。

⑤ その他のリスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき取引を行っております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、5～10年の定額法により償却しております。

## 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 13,190百万円 |
| 無形固定資産 | 779百万円    |
| 減損損失   | 95百万円     |

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づきグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる資産グループについては、当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、1. の固定資産残高のうち、当連結会計年度末において減損の兆候があると判断した固定資産残高は、5,606百万円（当社分2,776百万円、連結子会社分2,829百万円）であります。

回収可能価額は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定される使用価値と正味売却可能価額とのいずれか高い方の金額としており、正味売却可能価額については、不動産鑑定士による鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、過去の実績データ、統計や将来の市場データ、業界の動向等を織り込んだ各資産グループの営業収支予測等であります。

また、正味売却価額の見積りに用いた主要な仮定は、鑑定評価額のうち重要な割合を占める機械及び装置の再調達原価及び現価率であります。現価率については、物理的減価、機能的減価及び経済的減価等を考慮しておりますが、経済的減価を示すものとして市場性修正率が特に重要な仮定であります。再調達原価は、生産用機器市況等により左右され、また、市場性修正率は、市場の景気動態等から想定される将来における工場の生産稼働状況等により左右されます。

これらの見積りには不確実性があり、市況の変化等により、見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

|         |        |
|---------|--------|
| 土地      | 70百万円  |
| 建物及び構築物 | 477百万円 |
| 計       | 547百万円 |

担保資産に対応する債務

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 短期借入金                   | 117百万円 |
| 長期借入金(一年内返済予定の長期借入金を含む) | 789百万円 |
| 計                       | 906百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 33,033百万円

### 3. 財務制限条項

当社グループが締結しているシンジケートローン契約による長期借入金2,428百万円（うち1年内返済額 428百万円）には次のとおり財務制限条項が付されています。これらに抵触した場合には、当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

(1) 2023年3月期（当該決算期を含む。）以降、各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

(2) 2023年3月期（当該決算期を含む。）以降、各年度の決算期における単体及び連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

4. 当連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形等の金額は、次の通りであります。

|        |       |
|--------|-------|
| 受取手形   | 4百万円  |
| 電子記録債権 | 60百万円 |

## 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の総数に関する事項ならびに自己株式の数に関する事項

|       | 当期首株式数  | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数  |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 発行済株式 |         |         |         |         |
| 普通株式  | 1,553千株 | －千株     | －千株     | 1,553千株 |
| 合計    | 1,553千株 | －千株     | －千株     | 1,553千株 |
| 自己株式  |         |         |         |         |
| 普通株式  | 56千株    | 0千株     | －千株     | 56千株    |
| 合計    | 56千株    | 0千株     | －千株     | 56千株    |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

2023年6月29日開催の第94回定時株主総会において次のとおり決議されました。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 74百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 50円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月30日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 2024年6月27日開催予定の第95回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 74百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 50円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月28日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金については、社債発行や銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、当社の「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務はそのほとんどが1年以内の支払期日となっております。社債及び借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(6)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)3. をご参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金（ただし、1年内返済予定の長期借入金を除く）並びに未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

|                    | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------|---------------------|----------|----------|
| (1) 投資有価証券         | 843                 | 843      | －        |
| (2) 社債             | 1,200               | 875      | △324     |
| (3) 長期借入金          | 6,140               | 6,398    | 257      |
| (4) デリバティブ取引 (注) 1 |                     |          |          |
| ①ヘッジ会計が適用されていないもの  | △14                 | △14      | －        |
| ②ヘッジ会計が適用されているもの   | －                   | (注) 2    | －        |

(注) 1. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で、正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(注) 2. デリバティブ取引に関する事項

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めております。その他の為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 3. 市場価格のない株式等

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 107              |

非上場株式については、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。



(注) 4. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|           | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-----------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 社債    | —             | 780                  | 420                   | —             |
| (2) 長期借入金 | 1,430         | 3,751                | 672                   | 285           |

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分       | 時価   |      |      |     |
|----------|------|------|------|-----|
|          | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 投資有価証券   |      |      |      |     |
| その他有価証券  |      |      |      |     |
| 株式       | 843  | —    | —    | 843 |
| その他      | —    | —    | —    | —   |
| 資産計      | 843  | —    | —    | 843 |
| デリバティブ取引 |      |      |      |     |
| 通貨関連     | —    | △14  | —    | △14 |

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分    | 時価   |       |      |       |
|-------|------|-------|------|-------|
|       | レベル1 | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 社債    | —    | 875   | —    | 875   |
| 長期借入金 | —    | 6,398 | —    | 6,398 |
| 負債計   | —    | 7,273 | —    | 7,273 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の相場価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の将来キャッシュ・フローを市場金利に当社のスプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金の時価には1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

デリバティブ取引

店頭取引のデリバティブについては、取引金融機関より提示された時価によっており、金利、外国為替相場等のインプットを用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定されており、レベル2の時価に分類しております。

**賃貸等不動産に関する注記**

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）等を有しております。2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は27百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

| 連結貸借対照表計上額（百万円） | 当連結会計年度末の時価（百万円） |
|-----------------|------------------|
| 当連結会計年度末残高      |                  |
| 334             | 1,438            |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |            |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 10,263円59銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 399円61銭    |

## 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場所                        | 用途    | 種類                         | 減損損失<br>(百万円) |
|---------------------------|-------|----------------------------|---------------|
| 一般産業用事業 第一工場<br>(群馬県桐生市)  | 事業用資産 | 建設仮勘定                      | 1             |
| 輸送機器用事業 赤堀工場<br>(群馬県伊勢崎市) | 事業用資産 | 土地・建物及び構築物・機械装置及び運搬具・建設仮勘定 | 94            |
| 合計                        |       |                            | 95            |

## 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|                   | 報告セグメント     |             |        | その他<br>(注) | 合計     |
|-------------------|-------------|-------------|--------|------------|--------|
|                   | 輸送機器用<br>事業 | 一般産業用<br>事業 | 計      |            |        |
| 日本                | 10,686      | 7,490       | 18,177 | 416        | 18,593 |
| 中国                | 1,168       | 3,562       | 4,730  | —          | 4,730  |
| アジア（中国除く）         | 6,870       | 283         | 7,154  | —          | 7,154  |
| アメリカ              | 8,586       | 564         | 9,151  | 64         | 9,216  |
| 欧州                | 2,657       | 22          | 2,679  | 0          | 2,679  |
| その他               | 921         | 192         | 1,114  | 1          | 1,115  |
| 顧客との契約から<br>生じる収益 | 30,891      | 12,116      | 43,007 | 483        | 43,491 |
| 外部顧客への売上高         | 30,891      | 12,116      | 43,007 | 483        | 43,491 |

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、防災関連業界向け等の輸送機器用事業及び一般産業用事業以外の事業等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 各注記の記載金額は、すべて百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部              |               |
|--------------------|---------------|----------------------|---------------|
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>16,398</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>18,385</b> |
| 現金及び預金             | 2,842         | 支払手形                 | 209           |
| 受取手形               | 53            | 電子記録債務               | 4,479         |
| 電子記録債権             | 3,499         | 買掛金                  | 1,223         |
| 売掛金                | 4,945         | 短期借入金                | 9,838         |
| 商品及び製品             | 557           | 1年内返済予定の長期借入金        | 1,125         |
| 仕掛品                | 2,169         | リース債務                | 17            |
| 原材料及び貯蔵品           | 1,181         | 未払金                  | 576           |
| 前払費用               | 36            | 未払費用                 | 6             |
| その他                | 1,113         | 預り金                  | 33            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>18,271</b> | 賞与引当金                | 285           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>5,870</b>  | その他                  | 588           |
| 建物                 | 639           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>5,626</b>  |
| 構築物                | 45            | 社債                   | 1,200         |
| 機械及び装置             | 3,209         | 長期借入金                | 3,638         |
| 車両運搬具              | 75            | リース債務                | 8             |
| 工具、器具及び備品          | 153           | 繰延税金負債               | 107           |
| 土地                 | 1,613         | 役員退職慰労引当金            | 671           |
| 建設仮勘定              | 134           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>24,011</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>55</b>     | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| ソフトウェア             | 40            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>10,542</b> |
| その他                | 14            | 資本金                  | 1,858         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>12,345</b> | 資本剰余金                | 1,820         |
| 投資有価証券             | 699           | 資本準備金                | 1,798         |
| 関係会社株式             | 5,913         | その他資本剰余金             | 22            |
| 関係会社出資金            | 2,496         | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>7,215</b>  |
| 出資金                | 0             | 利益準備金                | 354           |
| 関係会社長期貸付金          | 2,801         | その他利益剰余金             | 6,861         |
| 長期前払費用             | 63            | 別途積立金                | 7,603         |
| 前払年金費用             | 185           | 繰越利益剰余金              | △741          |
| その他                | 256           | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△352</b>   |
| 貸倒引当金              | △70           | 評価・換算差額等             | 116           |
|                    |               | その他有価証券評価差額金         | 116           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>34,670</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>10,659</b> |
|                    |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>34,670</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額    |
|-----------------------|--------|
| 売 上 高                 | 22,565 |
| 売 上 原 価               | 21,153 |
| 売 上 総 利 益             | 1,411  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 2,755  |
| 営 業 損 失 (△)           | △1,343 |
| 営 業 外 収 益             |        |
| 受 取 利 息               | 47     |
| 受 取 配 当 金             | 1,320  |
| 為 替 差 益               | 186    |
| 不 動 産 賃 貸 料           | 8      |
| そ の 他                 | 50     |
| 営 業 外 費 用             |        |
| 支 払 利 息               | 102    |
| 社 債 発 行 費             | 30     |
| 手 形 売 却 損             | 10     |
| 租 税 公 課               | 15     |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 22     |
| そ の 他                 | 7      |
| 経 常 利 益               | 188    |
| 特 別 利 益               | 81     |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 1      |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 241    |
| 特 別 損 失               |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 1      |
| 減 損 損 失               | 95     |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 59     |
| 関 係 会 社 債 権 放 棄 損     | 35     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 192    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 156    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 31     |
| 当 期 純 損 失 (△)         | △56    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                        | 株 主 資 本 |                |                  |                  |                    |                              |               |                  |
|----------------------------------------|---------|----------------|------------------|------------------|--------------------|------------------------------|---------------|------------------|
|                                        | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金      |                  |                  | 利 益 剰 余 金          |                              |               |                  |
|                                        |         | 資 本 金<br>準 備 金 | そ の 他<br>資 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | 利 益 剰 余 金<br>準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高                              | 1,858   | 1,798          | 22               | 1,820            | 354                | 7,603                        | △610          | 7,346            |
| 当 期 変 動 額                              |         |                |                  |                  |                    |                              |               |                  |
| 剰 余 金 の 配 当                            |         |                |                  |                  |                    |                              | △74           | △74              |
| 当 期 純 損 失 (△)                          |         |                |                  |                  |                    |                              | △56           | △56              |
| 自 己 株 式 の 取 得                          |         |                |                  |                  |                    |                              |               |                  |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目<br>の 当 期 変 動 額 (純 額) |         |                |                  |                  |                    |                              |               |                  |
| 当 期 変 動 額 合 計                          | -       | -              | -                | -                | -                  | -                            | △130          | △130             |
| 当 期 末 残 高                              | 1,858   | 1,798          | 22               | 1,820            | 354                | 7,603                        | △741          | 7,215            |

|                                        | 株 主 資 本 |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等               |                        | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------------------|---------|----------------|-------------------------------|------------------------|-----------|
|                                        | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                              | △351    | 10,674         | 83                            | 83                     | 10,757    |
| 当 期 変 動 額                              |         |                |                               |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                            |         | △74            |                               |                        | △74       |
| 当 期 純 損 失 (△)                          |         | △56            |                               |                        | △56       |
| 自 己 株 式 の 取 得                          | △0      | △0             |                               |                        | △0        |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目<br>の 当 期 変 動 額 (純 額) |         |                | 32                            | 32                     | 32        |
| 当 期 変 動 額 合 計                          | △0      | △131           | 32                            | 32                     | △98       |
| 当 期 末 残 高                              | △352    | 10,542         | 116                           | 116                    | 10,659    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式及び関係会社出資金……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直  
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製品及び仕掛品……………先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 原材料……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |       |
|--------|-------|
| 建物     | 5～50年 |
| 機械及び装置 | 12年   |

- (2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
（リース資産を除く）  
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 長期前払費用……………定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## 5. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

為替予約……………為替予約については、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。

金利スワップ……………金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を行っております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………デリバティブ取引（為替予約及び金利スワップ取引）

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権及び借入金に係る金利

### (3) ヘッジ方針

為替予約……………為替予約は、将来の為替リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップ……………金利の変動に伴うリスクの軽減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約……………為替予約は、リスク管理方針に従って米ドル及びユーロ建の外貨建債権残高の範囲内の金額で回収期日とほぼ同一期日の為替予約契約を締結しており、予約の締結時に当該予約を対象債権にそれぞれ振当ているため、その後の為替相場の変動に対するヘッジ効果は完全に確保されており、ヘッジ会計の要件を満たしております。なお、決算日における有効性の評価は省略しております。

金利スワップ……………特例処理の要件を満たしているものは、有効性の判定を省略しております。

### (5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき取引を行っております。



## 6. 収益及び費用の計上基準

下記の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社は、自動車用部品及び産業用部品の製造販売を主な事業内容としており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。

国内販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

輸出販売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

有償受給取引について、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

当社が顧客から受け取る対価は、値引き、リベート等の変動対価を含んでいる場合があります。顧客から受け取る対価が事後的に変動する可能性がある場合には、変動対価を見積り、その不確実性が解消される際に認識した収益の累計額に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で、収益を認識しております。なお、変動対価は、過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積もっており、直近の情報に基づき定期的な見直しを行っております。

## 7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

## 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 5,870百万円 |
| 無形固定資産 | 55百万円    |
| 減損損失   | 95百万円    |

### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づきグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる資産グループについては、当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、1. の固定資産残高のうち、当事業年度末において、減損の兆候があると判断した固定資産残高は2,776百万円であります。

回収可能価額に用いた正味売却可能価額については、不動産鑑定士による鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算出しており、正味売却価額の見積りに用いた主要な仮定は、鑑定評価額のうち重要な割合を占める機械及び装置の再調達原価及び現価率であります。

現価率については、物理的減価、機能的減価及び経済的減価等を考慮しておりますが、経済的減価を示すものとして市場性修正率が特に重要な仮定であります。再調達原価は、生産用機器市況等により左右され、また、市場性修正率は、市場の景気動態等から想定される将来における工場の生産稼働状況等により左右されます。

これらの見積りによる正味売却可能価額の算定には不確実性が存在し、市況の変化等により、算定の前提とした仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(関係会社株式及び関係会社出資金の評価)

### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

|           |          |
|-----------|----------|
| 関係会社株式    | 5,913百万円 |
| 関係会社出資金   | 2,496百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 59百万円    |

### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金については、当該関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復の可能性が合理的に認められる場合を除いて、評価損を計上することとしております。関係会社株式及び関係会社出資金の評価の見積りに用いる実質価額は、当該関係会社の直近の計算書類を基礎として算定した1株(持分)当たり純資産額に当社の所有株式数(持分)を乗じた金額で算定しております。

当事業年度においては、当社の一部子会社の持分について実質価額まで減額し、59百万円の関係会社株式評価損を計上しております。

なお、将来の不確実な経済条件の変動等により、当該子会社の財政状態がさらに悪化した場合には、翌事業年度において追加の評価損が発生する可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,135百万円
2. 財務制限条項  
当社が締結しているシンジケートローン契約による長期借入金2,428百万円（うち1年以内返済額428百万円）には次のとおり財務制限条項が付されております。これらに抵触した場合には、当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。
  - (1) 2023年3月期（当該決算期を含む。）以降、各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
  - (2) 2023年3月期（当該決算期を含む。）以降、各年度の決算期における単体及び連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。
3. 偶発債務  
関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

|                        |          |
|------------------------|----------|
| オグラ・コーポレーション           | 404百万円   |
| 小倉離合機（東莞）有限公司          | 108百万円   |
| 小倉離合機（長興）有限公司          | 402百万円   |
| オグラクラッチ・タイランドCO., LTD. | 1,472百万円 |
| オグラクラッチ・フィリピン, INC.    | 802百万円   |
4. 期末日満期手形等の会計処理については、当期の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形等の金額は、次の通りであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 受取手形   | 0百万円   |
| 電子記録債権 | 600百万円 |
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 6,929百万円 |
| 長期金銭債権 | 48百万円    |
| 短期金銭債務 | 1,079百万円 |

## 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
1. 営業取引（収入分） 16,423百万円
  2. 営業取引（支出分） 4,599百万円
  3. 営業取引以外の取引（収入分） 1,360百万円
  4. 営業取引以外の取引（支出分） 57百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 期 首 株 式 数 | 当 期 増 加 株 式 数 | 当 期 減 少 株 式 数 | 当 期 末 株 式 数 |
|-----------|-------------|---------------|---------------|-------------|
| 普 通 株 式   | 56千株        | 0千株           | －千株           | 56千株        |

（注）自己株式の数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 繰延税金資産                |        |
| 棚卸資産                  | 86百万円  |
| 貸倒引当金                 | 21     |
| 減損損失累計額               | 113    |
| 株式評価損等                | 1,180  |
| 賞与引当金                 | 87     |
| 役員退職慰労引当金             | 204    |
| 税務上の繰越欠損金             | 597    |
| 繰越外国税額控除              | 334    |
| その他                   | 19     |
| 繰延税金資産小計              | 2,644  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △597   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △2,046 |
| 評価性引当額小計              | △2,644 |
| 繰延税金資産合計              | —      |
| 繰延税金負債                |        |
| 前払年金費用                | △56    |
| その他有価証券評価差額金          | △50    |
| 繰延税金負債合計              | △107   |
| 繰延税金資産(負債)の純額         | △107   |

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

|              | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>2年以内<br>(百万円) | 2年超<br>3年以内<br>(百万円) | 3年超<br>4年以内<br>(百万円) | 4年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) | 合計<br>(百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|-------------|
| 税務上の繰越欠損金(a) | —             | —                    | —                    | —                    | —                    | 597          | 597         |
| 評価性引当額       | —             | —                    | —                    | —                    | —                    | 597          | 597         |
| 繰延税金資産       | —             | —                    | —                    | —                    | —                    | —            | —           |

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率               | 30.5%  |
| (調整)                 |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 4.2    |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △286.5 |
| 住民税均等割               | 9.9    |
| 評価性引当額の増減額           | 275.5  |
| 外国子会社からの配当に係る源泉税     | 15.4   |
| 外国税額等                | 91.4   |
| その他                  | 2.1    |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 142.5  |

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

| 属性   | 会社等の名称  | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係             | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目   | 期末残高<br>(百万円) |
|------|---------|---------------------------|---------------------------|-------|---------------|------|---------------|
| 主要株主 | 第一共栄ビル㈱ | 被所有<br>直接<br>19.34        | 建物等の賃貸<br>借及び当社製<br>品の販売等 | 建物の賃借 | 43            | 敷金   | 95            |
|      |         |                           |                           | 製品の売上 | 343           | 売掛債権 | 162           |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 賃借料については、3年ごとに近隣の取引実勢に基づいて、契約により決定しております。
2. 製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、他の代理店と同様に決定しております。

2. 子会社及び関連会社

| 属性        | 会社等の名称                | 議決権等の所有(被所有)割合(%)          | 関連当事者との関係              | 取引の内容     | 取引金額(百万円) | 科目    | 期末残高(百万円) |
|-----------|-----------------------|----------------------------|------------------------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 子会社       | 東洋クラッチ(株)             | 直接<br>100.00               | 当社製品の販売等               | 製品の売上(注1) | 14,023    | 売掛債権  | 5,296     |
|           |                       |                            |                        | 部品の仕入(注2) | 2,683     | 仕入債務  | 346       |
| 子会社       | 小倉冷間鍛造(株)             | 直接<br>100.00               | 輸送機器用及び一般産業用製品の冷間鍛造加工等 | 部品の仕入(注2) | 637       | 仕入債務  | 248       |
| 子会社       | オグラ・コーポレーション          | 直接<br>88.41<br>間接<br>11.59 | 輸送機器用製品の製造販売           | 債務の保証(注3) | 404       | —     | —         |
| 子会社       | オグラ・インダストリアル・コーポレーション | 間接<br>100.00               | 当社製品の販売等               | 製品の売上(注1) | 1,197     | 売掛債権  | 595       |
| 子会社       | オグラクラッチ・ド・ブラジル・リミターダ  | 直接<br>51.12<br>間接<br>48.88 | 輸送機器用製品の販売等            | 債権放棄損     | 35        | —     | —         |
| 子会社       | 小倉離合機(東莞)有限公司         | 直接<br>100.00               | 輸送機器用及び一般産業用製品の製造・販売等  | ロイヤリティの受取 | 173       | 未収金   | 228       |
|           |                       |                            |                        | 利息の受取(注4) | 21        | 短期貸付金 | 60        |
|           |                       |                            |                        |           | 108       | 長期貸付金 | 1,475     |
| 債務の保証(注3) | 108                   | —                          | —                      |           |           |       |           |
| 子会社       | 小倉離合機(長興)有限公司         | 直接<br>100.00               | 輸送機器用及び一般産業用製品の製造・販売等  | 資金の貸付     | 200       | 長期貸付金 | 1,126     |
|           |                       |                            |                        | 利息の受取(注4) | 16        |       |           |
|           |                       |                            |                        | 債務の保証(注3) | 402       | —     | —         |
| 子会社       | オグラクラッチ・タイランドCO.,LTD. | 直接<br>51.00<br>間接<br>49.00 | 輸送機器用及び一般産業用製品の製造・販売等  | 債務の保証(注3) | 1,472     | —     | —         |
| 子会社       | オグラクラッチ・フィリピン,INC.    | 直接<br>98.74<br>間接<br>1.26  | 輸送機器用及び一般産業用製品の製造・販売等  | 債務の保証(注3) | 802       | —     | —         |
|           |                       |                            |                        | 増資の引受(注5) | 630       | —     | —         |

|     |         |              |                          |               |       |       |     |
|-----|---------|--------------|--------------------------|---------------|-------|-------|-----|
| 子会社 | 小倉電機(株) | 直接<br>100.00 | 輸送機器用及び一般産業用製品・部品の購入・加工等 | 部品の仕入<br>(注2) | 1,226 | 仕入債務  | 373 |
|     |         |              |                          | 利息の受取<br>(注4) | 4     | 長期貸付金 | 200 |
|     |         |              |                          | 貸倒損失の引当       | 22    | 貸倒引当金 | 22  |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、他の代理店と同様に決定しております。
2. 部品の仕入については、複数の取引先から見積を入手し、市場の実勢価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。
3. 金融機関からの借入について、債務保証を行っております。また、取引金額には金融機関からの借入残高を記載しております。
4. 貸付金に対する金利については、市場金利を勘案の上、合理的に決定しております。
5. 増資の引受は、オグラクラッチ・フィリピン, INC. が行った第三者割当増資を引き受けたものであります。

## 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 7,123円39銭
2. 1株当たり当期純損失 37円50銭

## 減損損失に関する注記

減損損失に関する注記については、連結注記表「減損損失に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報について連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 各注記の記載金額は、すべて百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

小倉クラッチ株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 藤 大 佑  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 染 葉 真 史  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小倉クラッチ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小倉クラッチ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

小倉クラッチ株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

|             |               |
|-------------|---------------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 加 藤 大 佑 |
| 業 務 執 行 社 員 |               |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 染 葉 真 史 |
| 業 務 執 行 社 員 |               |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小倉クラッチ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針・監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針・監査計画等に従い、取締役及び内部監査部門・財務部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月29日

小倉クラッチ株式会社 監査役会

常勤監査役 金子 太一 ㊟

社外監査役 隈元 慶幸 ㊟

社外監査役 山口 徹 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、各期の業績に対応しつつ、将来の利益確保のため内部留保を充実させ、設備投資その他の経営活動資金として有効活用を図り、企業体質を強化して将来的な収益の向上を通して株主の皆様の中・長期的な安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

上記の基本方針ならびに当社を取り巻く経営環境、今後の事業展開のための内部留保等を勘案した結果、当期の期末配当金につきましては普通配当を1株当たり50円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
普通株式1株につき金50円 総額74,817,250円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社グループ全体で保有する経営資源の効率化、組織及び事業の合理化を図ることを目的として、当社の連結子会社である東洋クラッチ株式会社を2024年7月1日(予定)で当社に吸収合併するため、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工作機械、産業機械、建設機械及びその他各種機械用クラッチの製造及び販売</li> <li>2. 工作機械、産業機械、建設機械及びその他各種機械用精密機械部品の製造及び販売</li> <li>3. 各種精密工具の製造及び販売</li> <li>4. 金型の製造及び販売</li> <li>5. 空調用機器及びその関連部品の製造及び販売</li> <li>6. 事務用機器及びその関連部品の製造及び販売</li> <li>7. 内燃機関用過給器及びその関連部品の製造及び販売</li> <li>8. 消防用具用乾燥機及び高圧洗浄機、収納装置の製造及び販売</li> <li>9. 工作機械用油煙除去装置及び切削液供給装置の製造及び販売</li> <li>10. 自動車用クラッチ及びその部品の製造及び販売<br/>(新設)</li> </ol> <p>(新設)</p> | <p>(目的)<br/>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工作機械、産業機械、建設機械及びその他各種機械用クラッチ・ブレーキの製造及び販売</li> <li>2. 工作機械、産業機械、建設機械及びその他各種機械用精密機械部品の製造及び販売</li> <li>3. 各種精密工具の製造及び販売</li> <li>4. 金型の製造及び販売</li> <li>5. 空調用機器及びその関連部品の製造及び販売</li> <li>6. 事務用機器及びその関連部品の製造及び販売</li> <li>7. 内燃機関用過給器及びその関連部品の製造及び販売</li> <li>8. 消防用具用乾燥機及び高圧洗浄機、収納装置の製造及び販売</li> <li>9. 工作機械用油煙除去装置及び切削液供給装置の製造及び販売</li> <li>10. 自動車用クラッチ及びその部品の製造及び販売</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 1. 軸受・モーター等の電機・機械部品の開発及び販売</u></li> <li><u>1 2. 上記各号記載の製品及び関連部品の輸出入</u></li> </ol> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>1 1.</u> コンピューターのソフトウェア及び情報処理システムの開発及び販売</p> <p><u>1 2.</u> 前各号に掲げる事業の生産システムの設計並びに据付の請負業務</p> <p><u>1 3.</u> 防災用工具及び器具の販売</p> <p><u>1 4.</u> 不動産の賃貸借及び管理</p> <p><u>1 5.</u> 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p><u>1 3.</u> コンピューターのソフトウェア及び情報処理システムの開発及び販売</p> <p><u>1 4.</u> 前各号に掲げる事業の生産システムの設計並びに据付の請負業務</p> <p><u>1 5.</u> 防災用工具及び器具の販売</p> <p><u>1 6.</u> 不動産の賃貸借及び管理</p> <p><u>1 7.</u> 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(附則)</p> <p><u>1.</u> 現行定款第2条(目的)の変更案は、吸収合併の効力発生日である2024年7月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2.</u> 本附則は、施行日後にこれを削除する。</p> |



### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | おぐら やす ひろ<br>小倉 康 宏<br>(1964年6月7日生)     | 1989年6月 当社入社<br>1989年6月 当社取締役海外製造担当部長<br>1992年7月 当社取締役海外製造担当本部長<br>1994年7月 当社常務取締役海外製造担当本部長<br>1999年6月 当社専務取締役輸送機器本部長兼海外本部長<br>2001年1月 当社取締役副社長兼輸送機器本部長兼海外本部長<br>2002年5月 当社代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>第一共栄ビル株式会社代表取締役社長<br>オグラ・コーポレーション代表取締役会長<br>オグラS.A.S.代表取締役会長<br>小倉離合機（東莞）有限公司代表取締役会長<br>小倉離合機（無錫）有限公司代表取締役会長<br>オグラ・インダストリアル・コーポレーション代表取締役会長<br>東洋クラッチ株式会社代表取締役社長<br>小倉離合機（長興）有限公司代表取締役会長<br>オグラクラッチ・インディアPVT. LTD. 取締役会長<br>小倉電機株式会社取締役会長<br>オグラクラッチ・フィリピン, INC. 代表取締役会長<br>小倉精工電子（東莞）有限公司 代表取締役会長 | 82,731株    |
| 2     | いの こし よし ひこ<br>猪 越 義 彦<br>(1962年9月10日生) | 1985年4月 当社入社<br>2008年4月 当社営業本部東日本支社長<br>2010年6月 当社執行役員営業副本部長<br>2011年6月 当社執行役員営業本部長<br>2018年4月 当社常務執行役員営業本部長<br>2019年6月 当社取締役常務執行役員営業本部担当<br>2020年6月 当社取締役常務執行役員営業担当<br>2022年10月 当社取締役常務執行役員営業担当兼自動車機器営業担当（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>オグラ・インダストリアル・コーポレーション 取締役<br>小倉離合機（長興）有限公司 取締役<br>小倉精工電子（東莞）有限公司 取締役社長<br>小倉離合機（無錫）有限公司 取締役<br>東洋クラッチ株式会社 取締役                                                                                                                                                               | 2,500株     |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | あ き や ま ひ ろ か ず<br>秋 山 浩 一<br>(1962年5月6日生)  | 1985年4月 当社入社<br>2009年4月 当社輸送機器生産本部香林工場長<br>2012年6月 当社執行役員一般クラッチ生産本部長<br>兼第一工場長<br>2020年6月 当社常務執行役員一般クラッチ生産担当<br>2021年6月 当社取締役常務執行役員一般クラッチ<br>生産担当（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>小倉離合機（無錫）有限公司取締役<br>小倉離合機（長興）有限公司取締役<br>小倉電機株式会社代表取締役社長<br>オグラクラッチ・フィリピン、INC. 取締役                                                                                                        | 2,600株         |
| 4         | ま つ も と や す の り<br>松 本 保 則<br>(1960年4月29日生) | 1985年4月 当社入社<br>2010年6月 当社赤堀工場副工場長<br>2014年8月 当社部長<br>2021年4月 当社執行役員<br>2022年6月 当社常務執行役員輸送機器担当兼赤堀工場長<br>2022年9月 当社常務執行役員輸送機器担当兼赤堀<br>工場長兼香林工場長<br>2024年1月 当社取締役常務執行役員輸送機器担当（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>オグラクラッチ・タイランドCO., LTD. 取締役<br>小倉離合機（東莞）有限公司取締役<br>小倉離合機（長興）有限公司取締役<br>東洋クラッチ株式会社取締役<br>小倉冷間鍛造株式会社代表取締役社長                                                       | 1,400株         |
| 5         | か わ う ち ま き み<br>河 内 正 美<br>(1947年9月14日生)   | 1970年3月 当社入社<br>1993年3月 当社総務部長<br>1997年6月 当社取締役経営管理本部総務部長<br>1999年6月 当社取締役経営管理本部総務部長兼海<br>外本部人事担当<br>2002年6月 当社取締役経営管理本部総務部長<br>2005年7月 当社取締役経営管理本部長<br>2006年6月 当社常務取締役財務本部・経営管理本部担当<br>2009年4月 当社常務取締役経営管理本部担当<br>2010年6月 当社取締役常務執行役員経営管理本部担当<br>2020年6月 当社取締役常務執行役員経営管理担当（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>オグラクラッチ・タイランドCO., LTD. 取締役<br>オグラ・コーポレーション取締役<br>第一共栄ビル株式会社取締役 | 9,469株         |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | たべいきみお<br>田部井 公夫<br>(1953年5月26日生) | 2013年7月 桐生税務署長<br>2014年7月 同署長退官<br>2014年8月 税理士登録(日本税理士会連合会)<br>2014年9月 田部井公夫税理士事務所開業(現任)<br>2015年6月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>田部井公夫税理士事務所<br>小倉電機株式会社監査役<br>ケービックス株式会社社外監査役 | 0株         |

- (注) 1. 取締役候補者 小倉康宏氏は、オグラ・コーポレーション代表取締役会長、オグラS.A.S.代表取締役会長、小倉離合機(東莞)有限公司代表取締役会長、小倉離合機(無錫)有限公司代表取締役会長、オグラ・インダストリアル・コーポレーション代表取締役会長、小倉離合機(長興)有限公司代表取締役会長、オグラクラッチ・インディアPVT.LTD.取締役会長、オグラクラッチ・フィリピン, INC.代表取締役会長、小倉精工電子(東莞)有限公司代表取締役会長、東洋クラッチ(株)代表取締役社長、小倉電機(株)取締役会長、第一共栄ビル(株)代表取締役社長を兼務し、当社はオグラ・コーポレーション、オグラS.A.S.、小倉離合機(東莞)有限公司、小倉離合機(無錫)有限公司、オグラ・インダストリアル・コーポレーション、小倉離合機(長興)有限公司、オグラクラッチ・インディアPVT.LTD.、オグラクラッチ・フィリピン, INC.、小倉精工電子(東莞)有限公司、東洋クラッチ(株)および小倉電機(株)との間に取扱製品等の取引関係があり、第一共栄ビル(株)との間に不動産賃貸借関係等があります。
2. 取締役候補者 猪越義彦氏は、小倉精工電子(東莞)有限公司取締役社長を兼務し、当社は小倉精工電子(東莞)有限公司との間に取扱製品等の取引関係があります。
3. 取締役候補者 秋山浩一氏は、小倉電機(株)代表取締役社長を兼務し、当社は小倉電機(株)との間に取扱製品等の取引関係があります。
4. 取締役候補者 松本保則氏は、小倉冷間鍛造(株)代表取締役社長を兼務し、当社は小倉冷間鍛造(株)との間に冷間鍛造加工等の取引関係があります。
5. 上記以外の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
6. 田部井公夫氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
7. 田部井公夫氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
- 税務および会計に関する相当程度の知見および経験を有しており、客観的・中立的な立場から、その幅広い見識を当社の経営に活かし、取締役会にて積極的に意見を述べていただきました。これらの経験と実績から引き続き、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見および取締役の業務執行の監督を期待しているものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により当社社外取締役として選任をお願いするものであります。
8. 田部井公夫氏が社外監査役に就任しておりますケービックス株式会社は、警備業務の受注に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、2022年2月に排除措置命令を受けております。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんが、日頃から法令遵守の観点から注意喚起を行っていました。また、当該事実の発生後は、取締役会等において会社の取り組みの内容を確認し、再発防止に向けて監査役の立場から尽力しております。
9. 田部井公夫氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
10. 田部井公夫氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
11. 田部井公夫氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。

12. 田部井公夫氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
13. 田部井公夫氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
14. 田部井公夫氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受により当社が権利義務を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
15. 当社は田部井公夫氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、田部井公夫氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。  
なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする予定です。
16. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時は同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役隈元慶幸および山口徹の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)              | 略歴、当社における地位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                 | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | くま もと よし ゆき<br>隈 元 慶 幸<br>(1962年12月26日生) | 1994年4月 弁護士登録（東京弁護士会）<br>2001年4月 堀裕法律事務所入所（現・堀総合法律事務所）（現任）<br>2007年6月 当社社外監査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>堀総合法律事務所 所属弁護士<br>株式会社アイリッジ 社外取締役（監査等委員）                      | 0株             |
| 2         | やま ぐち とおる<br>山 口 徹<br>(1950年4月10日生)      | 2008年7月 関東信越国税局徴収部次長<br>2009年7月 長野税務署長<br>2011年7月 同署長退官<br>2011年8月 税理士登録（日本税理士会連合会）<br>2011年9月 山口徹税理士事務所開業（現任）<br>2016年6月 当社社外監査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>山口徹税理士事務所 | 0株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 隈元慶幸および山口徹の両氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。また、隈元慶幸および山口徹の両氏は東京証券取引所所有価証券上場規程に定める独立役員であります。両氏の再任が承認された場合は両氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. 隈元慶幸および山口徹の両氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- (1) 隈元慶幸氏  
過去に会社の経営に関与したことはありませんが、現在当社の社外監査役であり、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と知見を有しており、その専門的見地から、これまでも取締役会の意思決定の妥当性および適正性の確保、また当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために豊かな経験から助言および提言をいただいております。また、監査役会においても、当社の継続的な成長を可能とする企業統治体制の確立と運用について有益な助言をいただいておりますので、今後もこれまで以上に当社監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 山口徹氏  
過去に会社の経営に関与したことはありませんが、現在当社の社外監査役であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 隈元慶幸および山口徹の両氏は、現在当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ17年および8年となります。
5. 隈元慶幸および山口徹の両氏は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
6. 隈元慶幸および山口徹の両氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 隈元慶幸および山口徹の両氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、

- また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
8. 隈元慶幸および山口徹の両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  9. 隈元慶幸および山口徹の両氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
  10. 隈元慶幸および山口徹の両氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受により当社が権利義務を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
  11. 当社は隈元慶幸および山口徹の両氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、隈元慶幸および山口徹の両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。  
なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする予定です。
  12. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時は同内容での更新を予定しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

場 所：〒376-0023 群馬県桐生市錦町三丁目1番25号  
桐生商工会議所会館6階『ケービックホール』  
電話（0277）45-1201



交 通：JR両毛線桐生駅より約1.0km  
東武桐生線新桐生駅より約1.5km